

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本事項)

第1条 受託者は、この委託業務を処理するに当たって、個人情報の保護の重要性を認識し、北海道個人情報保護条例ほか個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利、利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この委託業務を処理するにあたって、個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を定め委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この委託業務の処理に従事している者に対し、この委託業務の処理上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾のあるときを除き、この委託業務に係る個人情報を他の目的に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この委託業務を処理するに当たって委託者から提供された個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この委託業務を処理するに当たって、個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により第三者（以下「再受託者」という。）に個人情報を取り扱わせる場合は、再受託者の当該業務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項について再

受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、再受託者が個人情報第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が完了し、又は解除された後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要があると認められるときは、受託者に対し、個人情報を取り扱う業務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏洩、棄損及び改ざん等の事故が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 受託者は、この委託業務の処理に従事している者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項及び北海道個人情報保護条例に基づく罰則及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取り扱い業務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは受託者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この委託業務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏洩があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この委託業務の目的を達成できないと認められるとき。